

平成22年12月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（8件）

（1）亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部改正について

平成22年8月10日の人事院勧告にかんがみ、国家公務員の平成22年12月期及び平成23年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる法改正が行われる予定です。

これを受けて、市長等の期末手当等について人事院勧告に準じて改正することから、議会の議員の期末手当についても所要の改正を行うものです。

主な改正内容は次のとおりです。

（ア）平成22年12月の期末手当の支給月数を、1.97

5月から0.2月引き下げ、1.775月にします。

（イ）平成23年度以降の期末手当の支給割合を改正します。

①6月の期末手当の支給月数を1.775月から0.0

7 5月引き下げ、1. 7月にします。

② 1 2月の期末手当の支給月数を1. 7 7 5月から0.

0 7 5月引き上げ、1. 8 5月にします。

なお、施行日は、(ア)については公布の日の属する月の翌月の初日とし、(イ)については平成23年4月1日とします。

(2) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

平成22年8月10日の人事院勧告に準じて、市長及び副市長の期末手当を引き下げるため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は次のとおりです。

(ア) 平成22年1 2月の期末手当の支給月数を、2. 1 7

5月から0. 2月引き下げ、1. 9 7 5月にします。

(イ) 平成23年度以降の期末手当の支給割合を改正します。

① 6月の期末手当の支給月数を1. 9 7 5月から0. 0

7 5月引き下げ、1. 9月にします。

② 1 2月の期末手当の支給月数を1. 9 7 5月から0.

075月引き上げ、2.05月にします。

なお、施行日は、(ア)については公布の日の属する月の翌月の初日とし、(イ)については平成23年4月1日とします。

(3) 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する 条例の一部改正について

(2)と同様に教育長の期末手当及び勤勉手当について引き下げるため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は次のとおりです。

(ア)平成22年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正します。

①期末手当の支給月数を1.5月から0.15月引き下げ、1.35月にします。

②勤勉手当の支給月数を0.675月から0.05月引き下げ、0.625月にします。

(イ)平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正します。

①6月の期末手当の支給月数を1.35月から0.12

5月引き下げ、1. 2 2 5月にします。

②6月の勤勉手当の支給月数を0. 6 2 5月から0. 0

5月引き上げ、0. 6 7 5月にします。

③1 2月の期末手当の支給月数を1. 3 5月から0. 0

2 5月引き上げ、1. 3 7 5月にします。

④1 2月の勤勉手当の支給月数を0. 6 2 5月から0.

0 5月引き上げ、0. 6 7 5月にします。

なお、施行日は、(ア)については公布の日の属する月の翌月の初日とし、(イ)については平成23年4月1日とします。

(4) 亀山市職員給与条例等の一部改正について

(2)と同様に職員の期末手当の引き下げ等、人事院勧告に準じた取扱いとするため、次の条例について、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は次のとおりです。

(ア) 亀山市職員給与条例

①平成22年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正します。

- ・ 期末手当の支給月数を 1. 5 月から 0. 1 5 月引き下げ、1. 3 5 月にします。

- ・ 勤勉手当の支給月数を 0. 7 月から 0. 0 5 月引き下げ、0. 6 5 月にします。

② 当分の間、55 歳を超える職員（行政職給料表（一）6 級相当以上の職員に限ります。）について、給料月額を 1. 5 % 減額します。

③ 医療職給料表（一）を除くすべての給料表について、中高年齢層の職員が受ける給料月額を中心に引下げ改定を行います。

④ 平成 23 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正します。

- ・ 6 月の期末手当の支給月数を 1. 2 5 月から 0. 0 2 5 月引き下げ、1. 2 2 5 月にします。

- ・ 6 月の勤勉手当の支給月数を 0. 6 5 月から 0. 0 2 5 月引き上げ、0. 6 7 5 月にします。

- ・ 12 月の期末手当の支給月数を 1. 3 5 月から 0. 0 2 5 月引き上げ、1. 3 7 5 月にします。

- ・12月の勤勉手当の支給月数を0.65月から0.025月引き上げ、0.675月にします。

(イ) 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

(ア) の③による給料表の改正に伴い、平成18年4月の号給切替えに伴う経過措置として規定されている現給保障による給料月額算定基礎額を100分の0.17引き下げます。

なお、施行日は、(ア) の①、②、③及び(イ) については公布の日の属する月の翌月の初日とし、(ア) の④については平成23年4月1日とします。

(5) 亀山市学童保育所条例の一部改正について

現在、井田川小学校区には、大規模な新興住宅団地が存在することから、学童保育所への入所対象児童が増加しています。

このため、今年度、井田川小学校敷地内において、既存の学童保育所と同規模の学童保育所を新設します。

この学童保育所の新設に伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

改正内容は、新たに設置する学童保育所の名称、位置及び定員を規定するとともに、その開所時間を定めます。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(6) 亀山市自然公園条例の一部改正について

亀山里山公園に続く環境再生事業の一環として、加太梶ヶ坂地内の市有林約4.2ヘクタールを森林公園として利用できるよう、平成20年3月に整備構想を策定し、平成20年度から整備を進めてきました。

この森林公園を市の自然公園として位置づけ、市民の憩いの場、情操教育の場及び体験学習の場として提供するため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、この森林公園を亀山市自然公園として規定し、名称を亀山森林公園とします。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

(7) 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

印鑑の登録等の手続について、本人が疾病その他やむを得ない事由により自ら申請することができないときは、代

理人による申請ができることとなっておりますが、登録した印鑑登録証を失った場合については、登録者が届出を行わなければなりません。

印鑑登録証を失った場合でも、代理人による手続きができることとすることにより、登録者等の負担軽減を図るとともに、印鑑登録の利便性の向上を図るため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、登録者が疾病その他やむを得ない事由により、自ら印鑑登録証を失った届出ができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができることとします。

なお、施行日は、公布の日とします。

(8) 亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

平成19年度から子育て支援事業の一環として、第3子以降の児童に対して、出生したときには出生祝金を、また、就学前までの誕生日には誕生日祝金を、それぞれ1人当たり3万円支給する祝金制度を運用してきました。

平成22年度からは、子育て世帯の経済的支援という点において市の祝金制度と目的を同じくする制度である子ども手当の支給が始まり、今後も継続されることから、本条例を廃止するものです。

なお、施行日は、平成23年4月1日とします。

2 予算関係（8件）

- (1) 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- (2) 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- (3) 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- (4) 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- (5) 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- (6) 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）

について

(7) 平成22年度亀山市病院事業会計補正予算(第1号)

について

(8) 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算(第1

号) について

以上、補正予算の概要は別紙資料のとおりです。

3 報告関係(3件)

(1) 寄附受納について

芸術文化の振興のため、絵画の寄附の申し出があり、これを受納したので報告するものです。

絵画

森田茂 「富士」ほか6点

寄附者

津市新町一丁目5番34号

臼井 幹生 様

(2) 寄附受納について

教育及び文化の振興並びに福祉の向上のため、現金及び

備品の寄附の申し出があり、これを受納したので報告する
ものです。

現金

15万円

備品

国旗・市旗掲揚台ほか3点

寄附者

亀山市東御幸町39番地8

亀山ライオンズクラブ

会長 西村 雅哉 様

(3) 寄附受納について

文化財的価値を有する歴史的建造物を文化振興に役立
てるため、土地及び建物の寄附の申し出があり、これを受
納したので報告するものです。

土地

椿世町78番ほか1筆 宅地 1,028.09 m²

建物

居宅等8棟合計床面積 486.08 m²

寄付者

亀山市布気町1 4 1 2 番地1 井崎 能孝 様

4 提出予定議案

(1) 人事案件（4件）

(ア) 亀山市教育委員会委員の任命について

(イ) 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(ウ) 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(エ) 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

平成22年12月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

歳入歳出予算

(単位:千円)

| 会 計 | 補 正 前 | 補 正 額 | 補 正 後 |
|--------------------|------------|-----------|------------|
| 一 般 会 計 (第3号) | 20,974,185 | 1,079,126 | 22,053,311 |
| 国民健康保険事業特別会計(第2号) | 3,975,520 | 147,295 | 4,122,815 |
| 後期高齢者医療事業特別会計(第1号) | 701,400 | 32,048 | 733,448 |
| 農業集落排水事業特別会計(第2号) | 533,424 | 3,372 | 536,796 |
| 公共下水道事業特別会計(第1号) | 1,477,500 | 108,927 | 1,368,573 |
| 水道事業会計(第1号) | 1,841,500 | 4,988 | 1,836,512 |
| 病院事業会計(第1号) | 1,919,100 | 0 | 1,919,100 |
| 国民宿舎事業会計(第1号) | 164,900 | 220 | 164,680 |

主な補正内容

一般会計(第3号)

〔歳入〕

市税

(千円)

278,280

国庫支出金

障がい者自立支援給付費負担金

5,000

地域介護・福祉空間整備等交付金

8,442

次世代育成支援対策交付金

4,295

県支出金

一人親家庭等医療費補助金

2,250

乳幼児医療費補助金

7,000

障がい者自立支援給付費負担金

2,500

地域子育て支援センター事業費補助金

8,710

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金事業市町等補助金

9,715

中山間地域等直接支払交付金

1,163

繰入金

国民健康保険事業特別会計繰入金

100,257

後期高齢者医療事業特別会計繰入金

32,088

繰越金

前年度繰越金

628,732

〔歳出〕

人件費(人事院勧告及び退職手当の増額)

275,538

総務費

新エネルギー普及支援事業

8,000

内部情報系システム事業

5,097

地価調査・地番図作成事業

9,631

民生費

福祉医療助成事業

18,500

自立支援事業

10,000

介護基盤緊急整備事業

8,442

衛生費

子宮頸がん等ワクチン予防接種助成事業

19,970

斎場管理費

1,700

農林水産業費

中山間地域等直接支払事業

1,552

教育費

私立幼稚園就園奨励費補助金

6,000

トイレ改修事業(小学校)

6,300

空調機整備事業(小学校)

43,671

諸支出金

財政調整基金積立金

509,359

減債基金積立金

300,000

国民健康保険事業特別会計(第2号)

一般会計繰出金

100,257

後期高齢者医療事業特別会計(第1号)

前年度繰越金繰出金

32,088

公共下水道事業特別会計(第1号)

施設整備事業

108,000

繰越明許費

(単位:千円)

| 会 計 | 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
|---------|-------|---------|-----------|---------|
| 一般会計 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 民間保育所整備事業 | 183,902 |
| 公共下水道事業 | 1 事業費 | 2 建設改良費 | 施設整備事業 | 53,000 |

債務負担行為

変更

(単位:千円)

| 会 計 | 事 項 | 期 間 | | 限 度 額 | |
|------|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 補 正 前 | 補 正 後 | 補 正 前 | 補 正 後 |
| 一般会計 | 内部情報系システム管理事業 | H23-H27 | 同左 | 118,818 | 111,445 |
| | 行政事務ネットワーク管理事業 | H23-H27 | 同左 | 49,266 | 28,233 |
| | 行政事務パソコン等管理事業 | H23-H27 | 同左 | 93,713 | 52,637 |
| | 市税等コンビニ収納代行業務委託料 | H23 | H23-H27 | 2,200 | 6,895 |
| | 土地鑑定評価・時点修正業務委託料 | H23-H25 | 同左 | 3,780 | 1,610 |
| 国保会計 | 国民健康保険税コンビニ収納代行業務委託料 | H23 | H23-H27 | 880 | 1,621 |
| 水道会計 | 水道料金コンビニ収納代行業務委託料 | H23 | H23-H27 | 500 | 1,960 |

追加

(単位:千円)

| 会 計 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------|-----------|---------|--------|
| 一般会計 | 介護用品支給事業 | H23 | 15,500 |
| | 斎場管理業務委託料 | H23-H25 | 60,000 |